

育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所
保護者 氏 名
電 話 — —

下記の（１）もしくは（２）に該当するため、保育の利用継続を申立てます。

（１）次年度に小学校に入学を控えている。

（２）当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される。

施 設 名			
申立児童の氏名	ふりがな	(年 月 日生)	
	ふりがな	(年 月 日生)	
継続利用申立期間 (出生した子が1歳になる 月の末日を限度とする)	年 月 日 ~ 年 月 日 (産後8週が属する月の翌月1日) ~ (最長で、出生した子が1歳になる月の末日)		
	(出生年月日: 年 月 日生)		
施設利用実績 (直近3ヶ月の 利用状況)	年 月	年 月	年 月
	日/月	日/月	日/月
施設長の署名	<u>施設長</u> (自署または記名押印)		

- ※ 保護者は住所、氏名、連絡先及び太線の枠内を記入してください。その後、利用している保育施設に利用実績と施設長の署名欄の記入を依頼してください。
- ※ 育児休業要件での利用は、それ以前から継続して利用している場合のみ対象です
- ※ **育児休業期間中は、短時間保育でのご利用となります。**時間（要件）変更の手続きが必要ですので、本申立書は必ず、**産後8週が属する月の月末までに市保育幼稚園課または各総合支所地域市民福祉課にご提出ください。**

[添付書類] 育児休業・育児休暇を証する事業所の証明(育児休業取得証明書、辞令等)

育児休業を取得される方へ

□2号・3号認定の場合

2号・3号認定で保育所・認定こども園を利用されるには保育が必要な理由が必要です。育児休業中も入所継続を希望する場合には、保育が必要であることの確認のため必要書類を提出してください。必要書類の提出が遅れますと退所となる場合があります。

《注意事項》

- 現在保育標準時間で利用中の場合、産後8週の属する月の翌月から保育短時間での利用となります。
- 育児休業要件での施設利用は出生した子が1歳になる月末が限度です。
- 育休復帰後、下の子について、上の子と同じ園への入園を希望する場合は園にも確認をしてください。
- 育児休業からの復帰日等を事前に職場と確認してください。(復帰の時入所不可の場合、育休延長や育児休業給付金の手続きについても確認してください。)

□新2号・新3号認定の場合

新2号・新3号認定を受けて認可外保育施設や預かり保育を利用する場合は保育が必要な理由が必要です。

育児休業中も、子育てのための施設等利用給付認定を希望する場合は、保育が必要であることの確認のため、必要書類を提出してください。必要書類の提出が無い場合、幼稚園の預かり保育料及び認可外保育施設の利用料は無償化の対象外となります。

《注意事項》

- 育児休業要件での施設利用は出生した子が1歳になる月末が限度です。
- 利用を希望する幼稚園の預かり保育または認可外保育施設等を、育児休暇取得以前から継続して利用していることが条件となります。

【必要書類】

以下の3点をそろえて保育幼稚園課または各総合支所地域市民福祉課に提出してください。

- ①育児休業・育児休暇取得証明書 (太枠欄は事業所記入)
- ②育児休業・育児休暇に係る入所継続申立書
(太枠欄は保護者記入, 太枠外は利用中の施設が記入)
- ③教育・保育給付認定・施設等利用給付認定・保育料等変更申請書
(保護者記入)

【提出期限】 年 月末日 ※閉庁日の場合は直前の開庁日

(産後8週が属する月の月末)